

相談室から

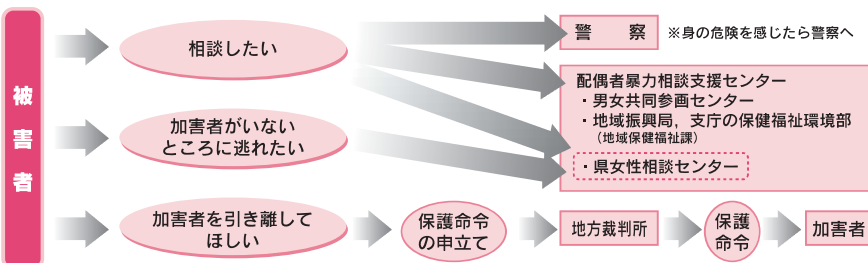
配偶者暴力防止法が変わります!!

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の一部改正法が平成19年7月11日に公布され、平成20年1月11日から施行されます。改正内容は次表（内閣府の改正配偶者暴力防止法の広報資料）のとおりです。

<p>改正の主な内容</p> <p>1. 保護命令制度の拡充 生命又は身体に対する脅迫を受けた被害者に係る保護命令、電話等を禁止する保護命令、被害者の親族等への接近禁止命令</p> <p>2. 市町村基本計画の策定の努力義務等</p> <p>詳しくは、鹿児島県環境生活部 青少年男女共同参画課（電話099-218-2511）まで、内閣府では配偶者からの暴力被害者相談センター（http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.htm）を開設しています。</p>	<p>配偶者暴力防止法の改正について</p> <p>配偶者暴力防止法が平成二十年一月十一日から変わります。</p> <p>保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、配偶者暴力防止法の一部改正法が、平成十九年の通常国会で成立し、七月十一日に公布されました。</p>
--	---

あなたがもし配偶者や元配偶者からの暴力や脅迫で悩んでいたら、一人で悩まず、まず相談してみませんか。

【配偶者暴力防止法に基づく被害者支援の流れ】

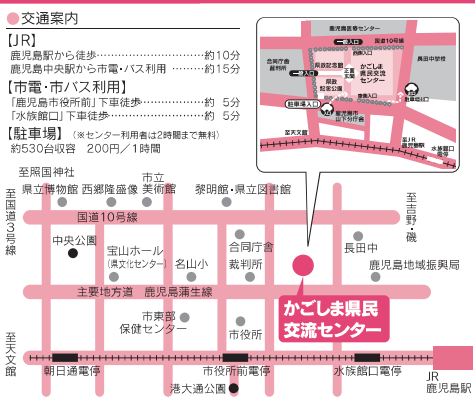


県男女共同参画センター相談室 相談専用電話 ☎ 099-221-6630-6631

お知らせ

- ミーティング:** 1階男女共同参画サロンにミーティングルームを設置しています。男女共同参画社会づくりに向けて自主的に取り組んでいるグループ等を対象に、打合せやグループ間の交流に使用できます。（要事前予約 2階事務室まで）
- 図書貸出:** サロンにある男女共同参画に関する図書の貸出を行っています。
・貸出冊数：一人につき5冊まで
・貸出期間：14日以内
- 休館日:** 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）12月29日～1月3日
- 開館時間:** 9:00～17:00
- 施設利用:** 施設の利用は有料で、使用許可申請が必要 生命と環境の学習館、県政記念館の観覧は無料

周辺地図



編集後記

「鹿児島の男女の意識に関する調査」では、平等感や夫婦の関係性については全国平均と比べて男性優位の意識が高いものの、少しずつ変化してきています。セイカスポーツセンターの渡邊さんとご夫妻の後進がどのように頑張っているかや、それを後押しする企業の支援にセンターも一緒に頑張らなければと気持ちをあらたにすることができました。12号より、センターだよりに掲載されている男女共同参画会に関する言葉で、カタカナ表記のものなど意味のわかりにくい言葉については、「男女共同参画豆知識」のコーナーで詳しく意味を説明することにしました。

編集・発行 鹿児島県男女共同参画センター (かごしま県民交流センター内)

〒892-0816 鹿児島市山下町14-50

電話 099-221-6603
ファックス 099-221-6640
Eメール harmony@kagoshima-pac.jp
ホームページ http://www.kagoshima-pac.jp

鹿児島県

男女共同参画センターだより

特集

「鹿児島の男女の意識に関する調査」の結果報告

- 県内企業の取組紹介** ●セイカスポーツセンター
- トピックス** ●女性相談センターの移転（旧 婦人相談所）
- グループ紹介** ●つどいKANOYA
- センター事業から** ●男女共同参画フォーラム
- サポーター・Sコーナー** ●行って、見て、聞いて、感じ隊
- インフォメーション** ●男女共同参画公開講座
- 相談室から** ●改正 配偶者暴力防止法

県内企業の取組紹介

女性・男性がともに、仕事と家庭のバランスがとれた柔軟な生き方ができる社会の実現には、企業の積極的な取り組みが不可欠です。託児室を備え、育児支援をおこなう企業「株式会社 セイカスポーツセンター」を紹介します。

セイカスポーツセンター

セイカスポーツセンターは、3つのスポーツクラブ（USUKI・AMUPLAZA・SENDAI）を中心に、「生活の中に永く運動の習慣をつけていただくことをめざし、多くの方々の楽しい健康づくりのお手伝いをする」を経営理念として活躍している企業です。ここ数年、受託業務施設（七ツ島サンライフブルなど3施設）や指定管理施設（鹿児島ふれあいスポーツランドなど4施設）を有し、県民とのかかわりの深い企業でもあります。現在、従業員は220名（うち女性122名）で、20代のスタッフがが多く、活気あふれています。また、育児休業の充実、託児施設の完備など、仕事と家庭が両立できる職場です。

休業・休暇制度の充実

育児休業は子どもが1歳に達するまでの一年間ですが、保育所がない場合等は子どもが1歳6か月に達するまで延長することができます。育児休業後は、復職もスムーズに行われています。パートの方々が出産後この職場に多く復職されることから、安心して復職できる環境にあることがわかります。また、未就学児対象の子ども看護休暇を一年間に5日間取得することもできます。

職場内に託児施設完備

託児室を利用されている渡邊さんは、ご夫妻でセイカスポーツセンターにお勤めです。どちらかが育児ができるように配慮して

シフトも組まれています。仕事時間が重なる週3回は託児室（クラブ利用者と従業員兼用）を利用しますが、料金面・利用時間面では優遇されています。さらに、子どもが1歳になるまでは授乳や離乳食を与えるなど、一日2回各30分の育児時間をとることがができます。この他にも、セクシュアル・ハラスメントの相談窓口の設置、インストラクターの資格取得のため希望するスタッフには研修派遣をすすめていることなど、企業理念である「スタッフのやりがいと幸せづくりをめざします」と合致しています。

お話を伺った渡邊さんは、ご夫妻のご両親共に県外にお住まいです。近くに頼れる近親者もいない状況で、あたりまえのように仕事も育児も両立できることに感謝していらっしゃいました。また、仕事も育児も両立できることを、他のスタッフにも自分たちの姿を見て知ってもらい、続けてくれることを期待していらっしゃいました。

【お話をくださった方】

本部
上田 美由紀さん
渡邊 真紀子さん



＜セイカスポーツクラブUSUKIの託児室の様子＞



「鹿児島県の男女の意識に関する調査」の結果報告

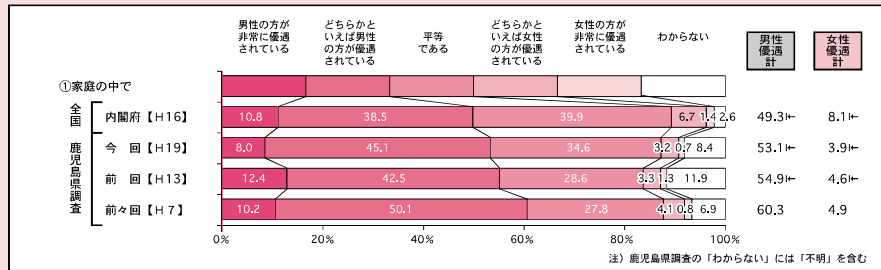
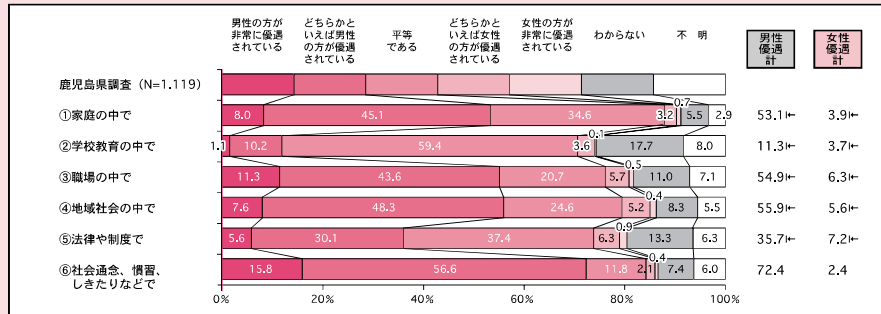
鹿児島県は、県民の男女平等や女性の権利、家庭・地域生活などに対する意識と実態を把握し、男女共同参画社会づくりに向けた施策の推進を図るための基礎資料を得る目的で、「鹿児島県の男女の意識に関する調査」を4～5月に実施しました。その結果の一部を報告します。

調査の概要

平成19年4月20日(金)～平成19年5月7日(月)、鹿児島県下全域の20歳以上の男女3,000人を対象に実施した。有効回答件数は1,119件(37.3%)。調査結果は県のホームページで公開している。
ホームページ <http://www.pref.kagoshima.jp/>

人権・男女共同参画 検索

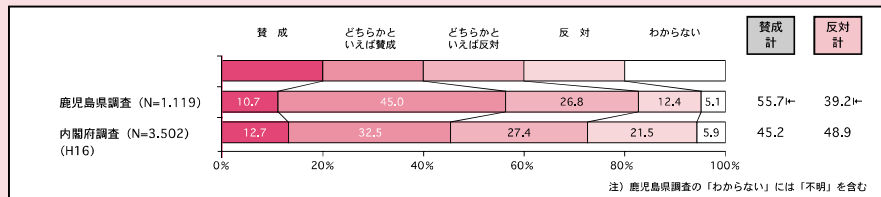
●●● 男女の平等感 ●●●



「社会通念、慣習、しきたりなどで」(72.4%)、「地域社会の中で」(55.9%)、「職場の中で」(54.9%)、「家庭の中で」(53.1%)などは、半数以上が「男性の方が優遇されている」と回答しており、依然として地域社会の中や職場の中、家庭の中などで、男女の地位の不平等が存在しているようです。

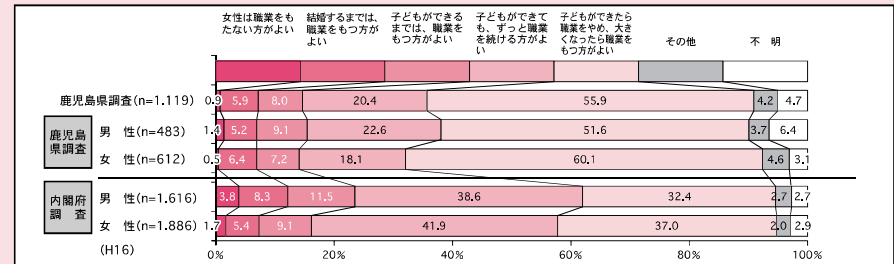
「平成7年度調査」及び「平成13年度調査」と比較してみると、平等と答えた人の割合は「家庭の中で」においては、「平成7年度調査」(27.8%)から「平成13年度調査」(28.6%)、今回調査(34.6%)と増加しています。

●●● 「夫は外で働き、妻は家庭をまわるべきである」という考え方について ●●●



『賛成』とする人(=『賛成』+『どちらかといえば賛成』)の割合は55.7%、『反対』とする人(=『反対』+『どちらかといえば反対』)の割合は39.2%で『賛成』とする人の方が多くなります。また、『賛成』とする人の割合を「平成16年内閣府調査」と比較してみると、内閣府調査45.2%を10.5ポイントも上回っています。

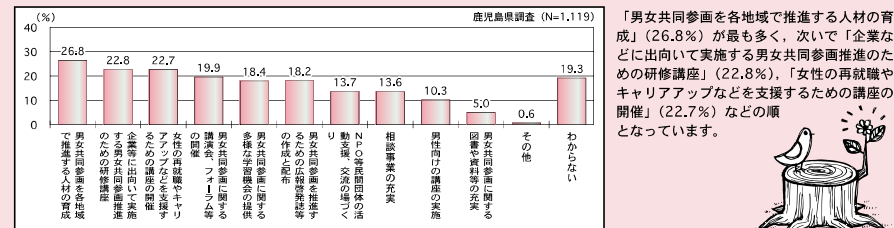
●●● 女性が職業をもつことについての意識 ●●●



「子どもができてから職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(55.9%)と答えた人が最も多くなっています。また、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人は20.4%となっています。

「平成16年内閣府調査」と比較してみると、男性も女性も「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」と答えた人の割合が「平成16年内閣府調査」を15ポイント以上下回り、逆に「子どもができてから職業をやめ、大きくなったら職業をもつ方がよい」と答えた人の割合は「平成16年内閣府調査」を19ポイント以上上回っています。男女の意識に同様の傾向が見られます。

●●● 「鹿児島県男女共同参画センター」に期待する役割 ●●●



「女性共同参画を各地域で推進する人材の育成」(26.8%)が最も多く、次いで「企業などにアウトリーチして実施する男女共同参画推進のための研修講座」(22.8%)、「女性の再就職やキャリアアップなどを支援するための講座の開催」(22.7%)などの順となっています。



サポーターSコーナー vol.2

行って、見て、聞いて、感じ隊!

NPO法人「霧島食育研究会」(代表千葉しのぶさん)のメンバーのひとり、吉江真二さんに、地域でのかかわりや活動の様子についてお話を伺いました。霧島市永水の畑を訪ねると、ちょうど「霧島・畑んがっこ」大人組が開催されていました。



NPO法人「霧島食育研究会」の吉江真二さん

霧島・畑んがっこ

霧島市永水地区。この地区は早くから山村留学に取り組みなど、他人を自然に迎え入れる土地があり、吉江さんも地域から温かく迎え入れられてこの地に就職されました。NPO法人「霧島食育研究会」の借りた農場がこの地域にあり、すぐに研究会員にもなりました。NPO活動を通じて知り合った地域の古くから日本古来の農業を伝授してもらおうなど地域の一人として生活しながら、環境やさしい農業に取り組んでいます。「霧島・畑んがっこ」に参加する地域の人々や地域外の家族連れは、この農場に作物の種を植え付けてから始め、それを育て、そして収穫し、料理して食べるまでを実験しています。

取材を通じて農協の女性の笑顔も探ってみました。忙しい農作業に加え、家事や育児。さらには介護まで担うという日常が一般的なようです。しかし、NPO活動が地域で行われ地区外から多くの家族連れが参加するようになると、地域も少しずつ変わってきました。当日、活動に参加されている農家の方々の様子を見ると、地区内外の人々との交流が農村にも意識の変化を起こしていると感じました。

取材を通じてNPO法人「霧島食育研究会」の活動が地域に一石を投じていることは確かだと実感しました。(サポーターS)

自分を大切に生きる方法

吉江さんは、幼いころ大好きだった自然にかかわれる「農」を生業の柱

男女共同参画センターサポーターのメンバー達が「今、会いたい人」に会いに行き、気になることを直接聞いてしまおう、というコーナーです。今回は取材しての3人のサポーターの感想を掲載いたしました。

にしたいと暮らしています。その生き方は、当たり前と思っている常識に「？」を投げかけることの大切さを教えています。資金を投じて機械や化学肥料、農業による農業の常識に疑問をもち、霧島の地ならではの農業を学ぶために、経験を積んだお年寄りを取り、その知識に耳を傾ける。大量生産ではない作物たちを生活の糧と換えるために、直売所「ながみず百笑館」にかかわること、地元農家の面々や地域の消費者と出会い、語り合う。また、日々の新聞配達をとおして、その集落の様子をつぶさに見聞きし、よそ者である自分を快く受け入れた集落のために、自らの持てる力は惜みなく出していく。

等身丈の「飾らない価値観」と「中立的な視点」。彼が、地域の中を行ったり来たりすることで、いつしか、その賢さや心地よさを感じる人間関係の紡ぎ直しがなされていく。

生きやすい、暮らしやすい地域社会を作るには「フェンダーの視点」でこれまでの制度、慣習を見直していくことが必要不可欠となってきますが、こういった関係性の再構築の中なら、案外スナドリ、市民権を獲得できるのかもかもしれません。自分を一番大切にしていることが、とりもなおさず自分以外の人を尊重することへつながっていく。大切なことを再確認した一日でした。(サポーターK)

インタビューを終えて...

さわやかな畑の畑では、参加した家族が案山子をとったり、芋や落花生、枝豆の収穫をしたりして体験を楽しんでいました。火をおこしてつくった焼き芋とゆであかりの落花生、枝豆と一緒に畑でいただいた味は格別でした。畑での体験をとおして、自然との触れ合いや家族で食について考える機会となっているようでした。大人も子どもも、吉江さんをお家暮らししている様子に感動し、吉江さんが地域に密着しておられることが印象に残りました。霧島食育研究会の活動が地域づくりに貢献し、健康で豊かな食生活の啓発と普及に役立っています。これからもますます発展されますよう祈念いたします。ありがとうございました。(サポーターT)

【男女共同参画センターサポーター (敬称略)】

鎌山あけみ、西郷 郁子、坂元 広範、堀 肇子
西 育美、原田 規代、松元理恵子、森田 芳子

男女共同参画フォーラムを実施しました。

県男女共同参画条例に定められている男女共同参画週間（7/25～31）」に基づき、7月23日（月）～29日（日）にかけて、男女共同参画フォーラムを開催しました。

今年「女男（とも）に築こう未来のご共栄～わたしらしく生きるために～」をテーマとしました。センターサポーターによる男女共同参画劇をオープニングに、基調講演、教育フォーラム、民間団体等のワークショップ、自主企画講演会、調査・研究・活動状況等の展示、映画シアター、法律相談、男性を対象とした介護体験教室などが行われました。どの企画もたくさんの方々が参加され、盛況なフォーラムとなりました。

基調講演

「山下さんちの物語～仕事もくらしも参画編～」



<宝井 琴桜さん>

講師 宝井 琴桜さん（談話師）7月28日

「男女共同参画社会基本法」や家庭、職場、地域の男女共同参画について、「山下さんちの物語」として具体的な実話をまじえながらの講話でした。500年の伝統をもつ講話は、張り扇のリズムに合わせて、おもしろおかしく語られ、どの方にもわかりやすく伝わります。「山下さんちの物語」は、「女性からみて納得できる、女性でなければつづけない」内容の講話として1986年に宝井さんがつくられた講話です。その原点にあるのは「男女雇用機会均等法」だったそうです。熱い心意気も伝わり、充実した基調講演となりました。

男女共同参画週間教育フォーラム

演題「男女共同参画への第一歩～教育でつくる人間関係～」

講師 大内 あづささん
（文部科学省生涯学習政策局
男女共同参画学習課
女性政策調整官）7月27日

今年度はじめて県教育委員会と連携（後援）をとり、教職員を対象とした講演会を開催しました。フロアからも意見や質問が活発に出され、現場での取組も知ることができました。

ワークショップ 7月28日・29日

「女性や子どもにかかわる身近な事件」

運営：ジェンダー研究会UNIT

「結婚」をテーマに「理想の結婚相手」「女性の社会進出」「進む少子化と増える望まぬ妊娠」について調査・研究したことを発表し、グループワークにより考えました。



(参加者数 39名)

「シネマ&トーク～personal is political～」

運営：ピア・スタディング

主催グループ作成のショートムービーの視聴、つぶやきを書き上げる作業や意見交換をとおして、自分らしく生きることについて考えるトークサロンを実施しました。



(参加者数 25名)

「私が人間になるために学べる学校って？～話してみよう！私らしく生きるために～」

運営：加治木町男女共同参画サークル「ステップかじき」

寸劇や参加者を含めたグループワークにより、学校現場における人権問題について男女共同参画の視点から考えました。



(参加者数 38名)

「本当に可能？パバの育児参加～子育て中のママの声より～」

運営：特定非営利活動法人メンタルケア鹿児島

子育て中の母親に対するアンケート結果から、男女の子育てでの現状やそれを感じているものは何なのかを考えました。



(参加者数 15名)

自主企画講演会

「仕事も家庭も社会も～地に足のついた男女共同参画を目指して～」

講師 名取 はにわさん（元内閣府男女共同参画局長）
開催団体 鹿児島県保険医協会女性部

専門職をもつ女性の働き方の変遷、現在の問題点、その解決方法や今後の課題、仕事と生活の調和が男女を問わず必要とされている理由等を講演をとおして、参加者に考えていただきました。参加者からも、日本の習慣やしきたり、育児休業法の活用現状、幼少期からの男女共同参画教育の必要性など質問が活発にだされ、「地に足のついた男女共同参画」を考える一日となりました。



<名取 はにわさん>

展示 自主活動グループによる調査・研究・活動状況等の展示を行いました。

団体名	展示タイトル
鹿児島県保険医協会女性部	病児保育施設利用者アンケート中間発表
川内ばれっと	川内ばれっと10年の歩み
フリーぶる	鹿児島県の男女共同参画
宮崎たかみ生誕100年記念実行委員会	初代鹿児島婦人少年室長宮崎たかみ生誕100年～鹿児島女性の歩み～
川辺地域女性農業経営士会	ひとり一人がいきいきと動ける環境づくりに向けて～川辺地域農村女性懇談会の取組～
鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター	S T O P ! 温暖化～今あなたができること～

インフォメーション ～講座・イベントのお知らせ～

このコーナーでは、これから開催される講座や委託団体募集等のお知らせをします。

男女共同参画公開講座

（手話通訳）（入場無料）（託児（要予約））

講演 演題「妻が僕を変えた日～男女共同参画って？～」 講師 岡岡 守穂さん（中央大学法学部教授）
内容 男女共同参画の意義や必要性について広く県民の皆さんに理解していただくために講師を招いて開催する講演会です。
日時 平成20年11月19日（土）開催 開演 13:30 終了 15:30
場所 かこしま県民交流センター 中ホール
対象 どなたでも参加できます。（定員200名定員を超えた場合は抽選）

講座等のお問い合わせは

鹿児島県男女共同参画センター
電話:099-221-6603 ファックス:099-221-6640
メールアドレス:harmony@kagoshima-pac.jp

※講座開催中、託児を行うものについては、車庫マークがつけられています。
※託児希望の方は、講座開催日の1週間前までに、「託児希望」と明記し、お子様の名前、年齢をご記入のうえお申込みください。託児の対象は、6ヶ月から小学校2年生までとなります。

男女共同参画豆知識

- ★男女共同参画社会
男女が、互いにもつ人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。
（男女共同参画社会基本法前文）
- ★セクシュアル・ハラスメント
相手の意に反した性的言動や身体への過剰な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布など、あらゆる場における性的いやがらせのことです。
（鹿児島県男女共同参画基本計画（ハーモニープラン）より）
- ★男女雇用機会均等法
雇用の際、募集・採用、配置、昇進、教育、待遇等において、性別による差別的な扱いを禁止した法律です。平成19年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行されました。（改正男女雇用機会均等法についての詳細は男女共同参画センターより11号に掲載されています）
（鹿児島県男女共同参画基本計画（ハーモニープラン）より）
- ★「社会的性別」（ジェンダー）の視点
「社会的性別」（ジェンダー）の視点とは、「社会的性別」が性別による差別的な扱いに繋がっている場合もあり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとする視点です。
（男女共同参画基本計画（第2次））

topics... KANOYA

鹿児島県女性相談センター 2007年10月1日（月）移転オープン

相談無料

「婦人相談所」が「女性相談センター」と名称を変え、場所も移転いたしました。「女性相談センター」では、日常生活を送る上での悩み（配偶者等からの暴力、離婚問題、生活の困窮など）を抱える方からの来所や電話による相談を受けています。必要に応じて緊急の一時保護もありますので、詳しくは女性相談センターまでお問い合わせください。

■お問い合わせ先 鹿児島県女性相談センター
〒892-0828 鹿児島市新市敷町16番21号 電話：099-222-1467 ファックス：099-227-0557

Group グループ紹介

県内各地で活躍する女性団体・グループ等をご紹介します。

つどいKANOYA

男女がともに仕事と家庭を両立させるために、男女の役割分担と協力は欠かせませんが、より生きやすい、暮らしやすい社会をめざすことを目的に「つどいKANOYA」の前身である「女性のつどい」が設立されたのは、平成9年5月でした。「つどい」という表現が示すように、当初は、各女性団体のネットワーク化もねらいの一つであったことから、行政の指導と支援もいただきながらのスタートでした。すでに11年目を迎えています。

- これまで主な活動に
- ・平成10年から5年間、女性・障害・福祉・教育などに関する映画の自主上映に取り組んできたこと
- ・平成12年から3年間「環境フォーラム」を開催したこと
- ・平成14年から自作の紙芝居持参で県下各地での男女共同参画推進活動を行っていること
- ・その他として小椋佳の「歌談の会」やフリーマーケットへの取組などがあります。

「つどいKANOYA」の変遷で特記すべきことは、女性会員による組織構成から、男女会員による活動団体への脱皮です。男女共同参画社会づくりを柱としている活動には、男性の視点と協力が欠かせないことから、規約を見直し、現在12名の男性会員もともに活動しています。更に、早期から財政的自立をめざした収益事業への取組によって活動資金を確保し、行政の補助金からも脱却できたことです。



<鹿児島市男女共同参画地域講座での紙芝居>

■連絡先 「つどいKANOYA」事務局 鹿児島市一丁目12-21
又木 千代子 電話：0994-44-9835